

陳 情	受 理 番 号	82	受 理 年 月 日	令和4年9月22日	付 託 委員会	総 務
件 名	沖縄県知事に国連に基地問題を訴える前に県民に対して「沖縄の人々を先住民族とする国連勧告」の説明の実施を求める意見書の提出を求めることについて					

**沖縄県知事に国連に基地問題を訴える前に県民に対して
「沖縄の人々を先住民族とする国連勧告」の説明の実施を求める意見書の提出を求める陳情**

9月13日の琉球新報の報道によると、知事は、二期目の抱負として、国連や国際社会の場で県民が、なぜこのように訴えているのか幅広く語ると述べられました。しかし、その行動を取る前に、県民及び県外のウチナーンチュに対して、しっかり説明と賛同を取らないといけない。それを怠ると、玉城知事に票をいれた多くの支持者を含む県民すべてを騙したことになり、取り返しのつかないことになる、我々は大きな懸念を持っているものです。

昨年12月6日当議員連盟から玉城知事に提出した公開質問状の質問1の「2008年、国連の自由権規約委員会より、日本政府宛に沖縄の人々を先住民族として公式に認めその土地や言語の権利を保護するようにとの趣旨の勧告が提出されていることをご存知ですか?」について、知事は「その存在は正当な手続きによって国連の委員会の所見が取りまとめられているもの」と認識しているとの回答をいただいております。一方、質問5の「沖縄県議会で議論されることなく、議会の意向を完全に無視して国連から一方的に沖縄の人々を先住民族とする勧告が出されることは、議会制民主主義を崩壊させる大きな問題との認識をお持ちでしょうか?」については、質問1から質問9をまとめた回答として、「沖縄県では、これまで沖縄県民が先住民族であるかどうかの議論をしておらず、県全体においても大きな議論となっていない。」ともご回答いただいております。議論されていないことが、国連から出されることの理不尽を訴えているのに、議論されていないから答える立場に無いとの回答は、県民だれが聞いても理解困難です。

実際、沖縄では議会が全く関与しない中で、2008年の勧告以来、自由権規約委員会から2回、人種差別撤廃委員会から2回と延べ5回の勧告が次々と繰り返し出されております。それは、その都度、国連に先住民族の権利の保護を訴える人たちがいたからです。このような背景がありますので、国連側は、今度の知事の訴えは、当然、先住民族の権利を訴えていると認識するため、6回目の勧告が出されることになり、沖縄の基地問題が、更に、先住民族の人権問題としてエスカレーションして国際問題となり、沖縄の人々は先住民族だと認識が更に拡散、固定化されてしまうことが懸念されます。それが、有事と重なると「我々は日本人だ!」と叫んだ時にはだれも耳を傾けてくれないという事態になる危険性すらあります。

知事は、自らを先住民族とする一部のウチナーンチュと国連だけで、沖縄の未来を勝手に決めようとされています。これは、議会制民主主義の崩壊であり、それも、県民を騙して行おうとしているのです。

この問題は単なる政治問題ではなく、ウチナーンチュの未来にわたるアイデンティティーに関わる大きな問題です。知事が、後世に人類史上の欺瞞政治を行った政治家との汚名を残すことが無いように、以下、要請させていただきます。

-----記-----

1. 国連に沖縄の基地問題を訴える前に、国連各委員会及び、沖縄県民及び県外のウチナーンチュ及び国連の各委員会に対して、正確な情報を提供・説明し、これまでの双方の認識のギャップを解消すること。それができるまでは国連に何も訴えないこと。
 - (ア) 国連に対して、「沖縄のほとんどの人は先住民族の定義を知らず、その認識も持っておらず、先住民族の権利の獲得について議論すらされていない」ということを伝えること。
 - (イ) 沖縄県民及び、県外のウチナーンチュに対して、国連の自由権規約委員会及び人種差別撤廃委員会より、日本政府に対して先住民族として認めその権利を保護すべきとの勧告が2008年より延べ5回出されていることを伝えること。
 - (ウ) 同勧告に対して、県内で議論されたことが無いのに、何故、国連から勧告が出されたのかを調査し、県民に対して説明すること。
 - (エ) 沖縄の問題を国連に提起する前に、その内容を沖縄県議会に図り賛同を得ること。

以上